令和５年１２月２５日　　開　会

令和５年１２月２５日　　閉　会

第７回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第７回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和５年１２月２５日（月）午後２時１０分から午後３時０５分
２．開催場所　十日町市役所　保健センター　３階　集団指導室

３．出席委員
①農業委員　２３名
会　　長　８番　村山　隆義
会長職務代理　７番　古髙　悟

１番　南雲　正隆	９番　田村　実義	16 番　児玉　芳洋	22番　福嶋　恭子
２番　村越　益男	10 番　村山　浩一	17 番　樋口　正州	23番　村山　太郎
３番　樋口　則雄	12 番　髙橋　清一	18 番　北村　公太郎	24番　吉楽　広志
４番　富井　公一	13 番　佐野　幸男	19 番　菅井　太一	
５番　岩田　稔	14 番　髙橋　松雄	20 番　若井　君男	
６番　長谷川　東	15 番　佐藤　三代治	21 番　根津　徳男	

欠席委員　なし

②推進委員（招集委員　18名）

２番　真霜　賢一		15番　小海　輝忠	26番　鈴木　幸榮
４番　徳永　稔	10番　小林　勉	19番　藏品　茂昭	30番　佐藤　一重
	12番　上村　晴彦	21番　髙橋　勝久	31番　相澤　成一
６番　池田　征一		23番　小柳　利勝	
７番　宮内　隆和	14番　金澤　拓男	25番　山本　久	

欠席委員　５番　中島　正、９番　綱　大介、13番　金澤　富治

４．議事日程
日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について
報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について（11件）
報告第２号　農地転用事実確認願いについて（7件）
報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（4件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（20件）
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について（2件）

日程第４　十日町市農用地利用集積計画について
　議案第３号　十日町市農用地利用集積計画について
　　・新規（40件）
　　・再設定（33件）

日程第５　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
　議案第４号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

その他

５．農業委員会事務局職員

本局	局長	富井	悟	中里事務所	主査	上村	知誉
本局	農地係長	柳	秀人	松代事務所	主事	柳	裕子
本局	主任	田村	聡子	松之山事務所	主査	高橋	松由
川西事務所	主任	佐藤芽久実					

６．会議の内容
　別紙の通り

６．会議の内容

村山議長　では、これより第７回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、農業委員の皆様全員出席でございますので、在任委員の過半数が出席であります。第７回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第１、議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、指名させていただきます。第７回総会議事録署名委員は、13番委員と14番委員の両名からお願いいたします。あわせて、記録につきましては事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということで、そのように進めさせていただきます。

では、日程第２、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は第１号から第３号までございますが、全ての報告が終わりました後にご質問、ご意見等をいただくよう進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局、報告願います。

【報告第１号～第３号説明】

村山議長　ただいま事務局より報告事項の説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、次に日程第３、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」20件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議をいただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書６ページからの議案第１号をご覧ください。今月の農地法第３条の規定による許可申請は20件でございます。いずれの案件も農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第１号、１０４番朗読】

村山議長　では、104番の案件につきまして、担当委員の説明願います。

４番　両者に電話で確認をしました。この場所は譲受人が小作をしていて今回買う

という案件です。対価は少し安めですが、田んぼの条件も悪く、譲渡人の方がいくらでもいいから買ってほしいということでありました。記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いします。

村山議長　４番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、105番の説明願います。

【議案第１号、１０５番朗読】

村山議長　105番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

９番　双方に12月18日に電話で確認をしました。申請理由は記載のとおりということで間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長　105番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　次、106番の説明願います。

【議案第１号、１０６番朗読】

村山議長　106番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

９番　これも12月18日に双方に電話で確認をいたしました。申請理由は記載のとおりで間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいま担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では、107番の説明願います。

【議案第１号、１０７番朗読】

村山議長　107番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　両者に面談にて確認をしてまいりました。この案件につきましては、おじいさんの代に口約束で交換していたんだけども、今回整理をしていたら、まだ名義が変更されていないという案件でありまして、今回名義を変えようという話になって、こういうふうな議案のとおりになっております。確認をしましたので、記載のとおり間違いはございません。よろしくお願いいたします。

村山議長　107番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では108番、109番、110番、譲渡人が同じ方のようでございますので、関連で説明願います。

【議案第１号、１０８番～１１０番朗読】

村山議長　では、108番、109番、110番、担当委員、説明願います。

２番　　12月18日に譲渡人の方に電話で確認したところ､長岡在住で帰る予定もないし、土地を処分したということで、この譲受人のお三方と相談した結果、こういうことになりましたとのことで記載どおり間違いありません｡この３名の方にも電話で確認を取っております｡問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

村山議長　では、108番、109番、110番につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議ないようでございますので、111番、説明願います。

【議案第１号、１１１番朗読】

村山議長　111番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　ただいまの案件は、記載のとおりで間違いありませんので、よろしくお願いします。両者にも確認しました。場所も確認しましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　111番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、112番、説明願います。

【議案第１号、１１２番朗読】

村山議長　112番の案件の担当委員、説明願います。

１５番　　記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。両者にも確認し、場所も確認しましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　この案件につきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では113番、114番を説明願います。

【議案第１号、１１３番・１１４番朗読】

村山議長　113番、114番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　113番、114番は交換でございますので、記載のとおりで間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　113番、114番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では115番、説明願います。

【議案第１号、１１５番朗読】

村山議長　では、115番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

９番　　12月18日に双方に電話をして確認をいたしました。申請理由については書いてあるとおりであります。よろしくお願いします。

村山議長　115番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では116番、説明願います。

【議案第１号、１１６番朗読】

村山議長　では、116番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１４番　　12月21日に譲受人にお電話を差し上げました。小さい圃場が何枚かあり、名義が違うということで、一つの田んぼにするには名義を合わせなくてはならないため、今回所有権を移転するということでありました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　116番につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議がないようでございますので、では117番、説明願います。

【議案第１号、１１７番朗読】

村山議長　117番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。両者にも確認しました。場所も確認しておりますので、よろしくお願いします。

村山議長　117番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、118番の説明願います。

【議案第１号、１１８番朗読】

村山議長　118番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１４番　　12月19日に両者に電話で確認したところ､記載のとおり間違いないということでありました。譲渡人につきましては、圃場が要らないということで譲受人に贈与ということで確認いたしましたので、よろしくお願いします。

村山議長　118番につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議がないようでございますので、119番、説明願います。

【議案第１号、１１９番朗読】

村山議長　119番は私の担当でございます。両者確認の上、この記載事項に間違いないということでございましたので、ご報告いたします。以上です。

119番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、120番、説明願います。

【議案第１号、１２０番朗読】

村山議長　120番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２０番　　19日に両者に電話で確認しました。なお、譲渡人は施設に入っておりますので、娘さんに電話して確認しました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　120番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では121番、説明願います。

【議案第１号、１２１番朗読】

村山議長　121番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１４番　　12月20日に両者に電話で確認いたしました。譲渡人は東京在住で、畑が要らないので譲受人に売買という形でありました。記載のとおり間違いないので、よろしくお願いします。

村山議長　121番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では122番、説明願います。

【議案第１号、１２２番朗読】

村山議長　122番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１８番　　両者に電話で確認したところ、間違いないということでした。よろしくお願いします。

村山議長　122番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、123番、説明願います。

【議案第１号、１２３番朗読】

村山議長　123番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

６番　　室島から長岡に移転した譲渡人におかれまして、住居がかやぶきのおうちでございます。購入されます譲受人は、こうしたかやぶき住宅の保存活動を一生懸命やっている方なので、このままだと廃屋になってしまうということで、譲渡人のかやぶき住宅を買ったものです。本件記載の畑につきましては、その住居の周辺にあります畑でございまして、両者確認いたしました。以上でございます。

村山議長　123番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」20件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この20件につきまして、許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」２件の申請が出ておりますので、この内容につきましてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　　11ページの議案第２号をご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は２件でございます。

【議案第２号、６１番朗読後、説明】

村山議長　これは私が担当ということでございましたので、確認報告しますが、これは農地のほかに雑種地が含まれておりまして、対価の50万円というのはその雑種地も含めてのことだそうでございます。ですので、農地の部分では25万円、そのほかの雑種地も含めて50万円ということでございました。

それで、今回珍しいケースだったんですが、事務局より頂いた資料を確認しましたら仮登記がついていたんです。本来ですと、仮登記を全部外して所有権移転をするのが通常だと思うんですが、仮登記がついていたもんで、仮登記の権利者の方から所有権移転についての同意書をいただきました。仮登記をしていたのは会社だったんですが、それはこの譲受人の会社と何か関連もあるようなことだそうですけれども、仮登記の名義が違っていましたんで、非常に珍しいケースかと思いますが、そういう同意書もつけて申請を受け付けさせていただいたというケースでございました。以上です。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では62番の説明願います。

【議案第２号、６２番朗読後、説明】

村山議長　これも私の担当です。この場所は事務局が確認したとき、駐車用の車庫が建てられていたということで、車庫を壊して転用するということだったんですけど、違反転用なんで、始末書を提出していただきました。そのほかは記載のとおり間違いございませんでした。以上です。

62番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」２件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この２件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第４、議案第３号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。

この利用集積計画については、新規設定40件と再設定33件、計73件について

ご審議をお願いいたします。

なお、この案件につきましては、事務局の読み上げを行わず、順番に担当委員の確認報告をお願いいたします。そして、最後に一括してご意見、ご質問を受ける方法で行いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より概要について説明をお願いいたします。

事務局　12ページの議案第３号をご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、12ページから21ページまでが新規の利用権設定40件、これらは出し手、受け手相対による新規の貸し借りでございます。22ページから30ページが再設定33件、これらは期間満了を迎えた契約の再契約でございます。今月の案件73件全てが農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

説明は、新規案件についてのみ行います。新規案件につきまして、会長が推進委員を指名しますので、担当地区案件を一括でご報告お願いいたします。指名を受けました推進委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長　それでは、これより確認報告をお願いいたしたいと思います。

まず、２番推進委員お願いします。

（推）２番　ページが18ページになります。受付番号の277番、両者を訪問して、記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いします。

村山議長　次に、４番推進委員、お願いいたします。

（推）４番　本案件の内容について、譲受人、それから譲渡人に電話で確認しました。内容について相違ないことを申し上げます。以上です。16ページの270番です。

村山議長　次に、５番推進委員、お願いいたします。

５番　５番推進委員は今日欠席なんで、私のほうから代わりに報告します。

12月19日に電話で聞き取り確認した旨報告を受けております。よろしくお願いいたします。

村山議長　20ページです。

５番　20ページの286番です。以上です。

村山議長　次に、６番推進委員、お願いいたします。

（推）６番　20ページです。受付番号の284番です。12月18日、双方に電話で確認しましたら、記載のとおり間違いございませんでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　それと、13ページもお願いします。

（推）６番　13ページ、257番、258番の２件ですが、双方に12月18日に電話で確認しましたら、記載のとおり間違いございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、７番推進委員、お願いいたします。

（推）７番　19ページ、それから20ページ、受付番号281番、282番、283番ですが、私の案件であるため、９番農業委員にご説明いただければと思います。

村山議長　では、９番農業委員、お願いいたします。

９番　　今ほど７番推進委員のほうから説明がありましたけども、譲受人が本人のため、私のほうで確認をさせていただきました。19ページ、20ページの281番から283番になります。12月23日に両者に電話で確認をして、申請理由が合意だということを確認いたしましたので、報告いたします。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、９番推進委員の案件ですが、今日欠席ですので、10番推進委員から担当の部分も含めて確認報告をお願いいたします。

（推）１０番　９番推進委員から連絡がありまして、代わりに報告お願いしますとのことでこれから報告します。

12ページの254番、それから13ページの255番、16ページの267番、268番、17ページの273番、18ページの276番、21ページの291番、以上７件ですが、順番に確認したら、記載のとおり間違いないことを報告いたします。

村山議長　10番推進委員、自分の担当の12ページもお願いいたします。

（推）１０番　12ページの253番、現場と、それから自宅に訪問して確認した結果、間違いないことを報告いたします。

村山議長　次に、12番推進委員、お願いいたします。

（推）１２番　ページが15ページの263番、264番、265番、266番、あと18ページの275番、19ページの280番、両者に電話や訪問で確認しました。間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、13番推進委員、お願いいたします。

１５番　　この案件は13番推進委員の案件なんですが、今日は私用で出られないということで代わりに説明させていただきます。

262番と287番、21日に電話で確認したそうです。記載のとおり間違いないということなんですが、よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、14番推進委員、お願いいたします。

（推）１４番　13ページの256番ですが、両者に電話でもって確認いたしました。記載のとおり間違いないということですので、よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、15番推進委員、お願いいたします。

（推）１５番　16ページの269番ですけど、両者、現場にて確認しました。記載どおり間違いないということですので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、19番推進委員、お願いいたします。

（推）１９番　17ページ、274番、両者に確認して間違いございませんでした。

村山議長　次に、21番推進委員、お願いいたします。

（推）２１番　21ページの289番、両者に電話し、譲渡人に関しては施設に入っていたので、譲渡人の長男に確認し、内容は間違いないということを確認しております。

　同ページの290番、これは両者に対面で確認いたしまして、間違いないことを確認しております。以上です。

村山議長　次に、23番推進委員、お願いいたします。

（推）２３番　12ページの252番、続きまして18ページ、278番、19ページの279番、以上３件でございますが、電話にて確認したところ、記載のとおり間違いないことを確認しました。以上です。

村山議長　次に、25番推進委員、お願いいたします。

（推）２５番　17ページの271番です。18日に電話で確認いたしました。譲受人つきましては本人に、譲渡人は入院されているということで、奥さんに確認いたしました。記載内容に間違いないことを確認しました。よろしくお願いします。

村山議長　次に、26番推進委員、お願いいたします。

（推）２６番　17ページの272番、21ページの288番、両者に電話で確認いたしました。記載に間違いありませんでした。以上です。

村山議長　次に、30番推進委員、確認報告お願いいたします。

（推）３０番　14ページ、受付番号259番、260番、譲渡人がご家族で、息子さんに確認をいたしました。記載のとおり間違いないと報告します。

村山議長　次に、31番推進委員、確認報告をお願いします。

（推）３１番　12ページの251番、14ページの261番、両者に確認してまいりました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　これでただいま新規設定40件につきまして各委員さんから確認報告をいただきましたが、ご意見、ご質問等、何かございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にご意見、ご質問等ないようでございますが、改めてお諮りいたしたいと思います。

議案第３号「十日町市農用地利用集積計画について」確認報告、これ異議なしで決定させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということで、そのように進めていただくようお願いいたしたいと思います。

次に、日程第５、議案第４号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」でございます。これにつきましてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書31ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。向かって左側に農林課からの意見聴取についてを掲載しております。右側は、それに対する農業委員会の意見を掲載しております。

総会資料32ページをご覧ください。今回、意見を求められている計画案９件でございます。これらの９件は、新潟県農林公社との一括方式による新規案件として、右端の備考欄に記載のとおり、それぞれの総会でお諮りして許可された案件でございます。今回借受者の変更による権利の移転ということで借受者氏名欄に記載された方が新たな耕作者となります。

31ページに戻っていただきまして、右側、今回の９件の借受者変更に対する農業委員会の意見につきまして、意見１番、土地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から異議ないものと認めますとして農林課に回答したいと思います。ご審議をお願いいたします。

村山議長　ただいま事務局から説明あったんですが、ちょっとよく説明しないと、例えば基盤整備等で借受け変更とか、そういう案件が出てきた一括のことでよろしいのでしょうか。

２３番　説明しましょうか。

村山議長　よく説明しないと、年代がちょっとばらばらなんで。

では、23番委員、補足説明いただければ。

２３番　今までは伊達の法人がやっていた土地なんですが、ちょっと賄い切れず、今回の借受者に仕事を任せられないかということで、この農地が回ってきたということです。以上です。

村山議長　ありがとうございました。

ただいま23番委員より補足説明いただきましたが、皆さん、これご意見、ご質問等ございますでしょうか。

１２番　　場所がどこだかちっとも分からないけれど、場所的にはどこですか。

２３番　　集落でいくと、伊達地内です。

村山議長　伊達集落で法人ができて、そこがちょっと対応が大変なんで、借受者にこの部分をお願いしたということなんだそうです。

ほかによろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　では、改めてこの計画案に対して、ご意見、ご質問もないようでございますので、これに異議なしで回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように回答させていただきます。

それでは、これをもちまして議案は全て終了いたしましたので、第７回総会を終了させていただきます。ご苦労さまでございました。